

岩手県監査委員告示第22号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第38号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県企業局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 企業局
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和6年6月24日から同月26日まで
 - (2) 本監査実施日 令和6年7月26日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年8月30日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更契約の時期が不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今回の事例について、コンプライアンス確立の日の取組を通じて、課内で情報共有を図り、同様の案件がないか、原因について他に問題点がないかを確認した。 今後は、同様の委託について、仕様変更を伴う指示を行う場合は、変更契約が必要かの判断等について、課長等の上司が確認するほか、予算経理担当へも打ち合わせ記録の復命等を回議するなどの方法で報告しダブルチェックすることで、再発防止に努めることとした。